

令和5年10月の初診日より



妊婦初回産科受診料を助成します



対象者



下記(1)～(4)のすべてに該当する者

- (1) 10/1以降初回産科受診時(※1)に宮古島市に住民票のある妊婦
(2) 妊娠継続を希望する方

- (3) 宮古島市と産科医療機関が必要に応じて
支援に必要な妊婦健康診査の状況や
家庭の状況を共有することに同意する方

- (4) 所得の状況を確認するため、市が世帯の
課税状況を確認することに同意する方

(※1)…初回受診とは病院で胎児心拍が確認された事をいう



助成内容

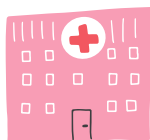
妊娠判定に係る問診、診察、尿検査及び
超音波検査に係る金額または
1万円のうち少ない額を助成する。

(上限は1万円とする。1回の妊娠につき助成は1回とする)

※同一年度内に妊娠した場合は2回まで助成とする。



助成の流れ



- ・ 奥平産婦人科医院
- ・ みやぎMsクリニック



病院で助成金申請委任状を
記入することで受診料から助成金に
該当する額を引いた支払いとなる



- ・ 県立宮古病院
- ・ 島外の病院は
家庭保健課で申請が必要



【市役所に持ってくるもの】
(1) 妊娠が証明できる書類
(2) 診療明細書
(3) 領収書
(4) 受診者名義の振り込み口座通帳

【市役所で記入】



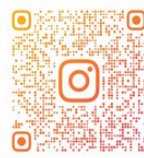
助成金申請書

お問合せ



0980-73-4572

宮古島市役所 家庭保健課 母子保健係



@MIYAKOJIMASHIBOSHIHOKEN